

# トマト類を栽培されている皆様へ

令和5年6月

海外からの侵入害虫**トマトキバガ**について、県内でフェロモントラップへの**まとまった誘殺を令和5年6月に確認**しています。

成虫は非常に小さな蛾（ガ）で、幼虫は葉に潜り、ハモグリバエ類と似た**工カキ症状**を示すとともに、幼虫は**果実にも穴を開け、侵入**します。

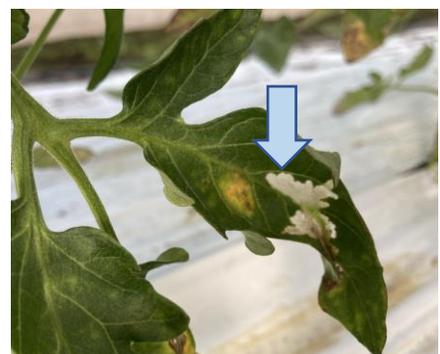
海外では農薬に対する抵抗性発達の報告があり、地域に蔓延すると防除が難しいため、以下の被害や虫を見つけたら、ご連絡ください。



成虫(体長:5~7mm)



幼虫(体長:終齢で8mm)



工カキ症状(薄皮が残る)



成虫



幼虫



果実症状(果実に侵入)

被害の特徴：幼虫が葉に潜って食害し、薄皮を残して透けた状態になる。  
果実では、ヘタと果実の隙間付近から果実内に侵入することや  
果実表面から内部に侵入することがある。

卵～成虫までの期間：24～38日

海外で報告されているトマト以外の寄主植物：ナス、ピーマン、バレイショなど

疑わしい症状がありましたら、裏面記載のお近くの農業改良普及センター  
または病害虫防除・肥料検査センターにご連絡ください。

# トマトキバガのハウス内への侵入・定着を防ぐために、以下の対策を行いましょよう。

## ●促成栽培の方は・・・

- ・片付けの時は必ず**蒸し込み**を行いましょよう。

※蒸し込みの際は、地際部を切断し、枯れやすくしてから蒸し込みを行います。蒸し込み期間は10日間を確保します。その後、残渣をハウス内から持ち出し、適切に処分します。

## ●夏秋栽培の方は・・・

- ・1mm目合い以下の**防虫ネット**を設置しましょよう。
- ・ほ場内をよく見回り、**早期発見**に努めましょよう。

※疑わしい症状を発見したら、下記連絡先に相談してください。

## ●仮に、トマトキバガの発生が確認された場合は、以下の対策を取ることになりますので、まずは下記までご連絡下さい。

- ・**薬剤防除**を行います。

※現在、トマトキバガに対する登録農薬はありませんが、植物防疫法第29条第1項の規定に基づき、特別に農薬を使用することが可能です。

効果の期待される防除薬剤については、下記連絡先に相談してください。

- ・**被害果や被害葉には幼虫が潜んでいる可能性がありますので、適切に処分**します。

※詳しい処分方法につきましては下記連絡先に相談してください。

疑わしい症状がありましたら、お近くの農業改良普及センター  
または病害虫防除・肥料検査センターにご連絡ください。

中部農業改良普及センター ☎ 0985-30-6121

南那珂農業改良普及センター ☎ 0987-21-9550

北諸県農業改良普及センター ☎ 0986-38-1554

西諸県農業改良普及センター ☎ 0984-23-5105

児湯農業改良普及センター ☎ 0983-43-2311

東臼杵南部農業改良普及センター ☎ 0982-68-3100

東臼杵北部農業改良普及センター ☎ 0982-32-3216

西臼杵農業改良普及センター ☎ 0982-72-2158

病害虫防除・肥料検査センター ☎ 0985-73-6670